

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則

平成15年10月1日付け15農畜機第 7号制定
平成16年4月1日付け15農畜機第2698号変更
平成17年4月1日付け16農畜機第5295号変更
平成18年3月31日付け17農畜機第4751号変更
平成19年3月30日付け18農畜機第4608号変更
平成19年7月4日付け19農畜機第1038号変更
平成19年8月9日付け19農畜機第1899号変更
平成20年4月1日付け19農畜機第4706号変更
平成21年4月1日付け20農畜機第4820号変更
平成22年4月1日付け21農畜機第5277号変更
平成23年4月1日付け22農畜機第5238号変更
平成24年1月17日付け23農畜機第4064号変更
平成24年4月5日付け23農畜機第5179号変更
平成24年8月28日付け24農畜機第2276号変更
平成25年5月16日付け25農畜機第 622号変更
平成25年5月28日付け25農畜機第 841号変更
平成26年4月1日付け25農畜機第5194号変更
平成26年4月9日付け26農畜機第 114号変更
平成27年4月10日付け27農畜機第 221号変更
平成28年4月1日付け28農畜機第5689号変更
平成29年3月30日付け28農畜機第6724号変更
平成30年3月29日付け29農畜機第6764号変更
平成31年3月29日付け30農畜機第7734号変更
令和元年9月27日付け元農畜機第3810号変更
令和2年4月6日付け元農畜機第8020号変更
令和2年11月24日付け2農畜機第4476号変更
令和3年4月1日付け3農畜機第 50号変更
令和3年6月29日付け3農畜機第1747号変更
令和4年4月1日付け4農畜機第 6号変更
令和5年4月1日付け5農畜機第 175号変更
令和5年12月4日付け5農畜機第5624号変更
令和6年4月1日付け6農畜機第 193号変更
令和6年9月2日付け6農畜機第3718号変更
令和6年10月1日付け6農畜機第4321号変更
令和7年4月1日付け7農畜機第 5号変更
令和8年4月7日付け8農畜機第188号変更

目 次

- 第1章 出荷団体及び生産者の登録（第1条－第7条）
- 第2章 指定野菜生産者補給交付金等の交付等（第8条－第42条）
- 第3章 契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等
 - 第1節 価格差補給交付金等の交付（第42条の2－第67条）

- 第2節 出荷調整補給交付金等の交付（第68条―第76条）
- 第3節 数量確保費用交付金の交付（第77条―第86条）
- 第4章 野菜価格安定法人に対する補助（第87条―第92条）
- 附 則

第1章 出荷団体及び生産者の登録

（登録申請書等）

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」という。）第87条第1項の細則で定める書類は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定めるものとする。

- (1) 出荷団体 別記様式第1-1号の登録申請書に、定款（業務方法書第86条第1項第4号に定める団体にあつては定款又は規約）、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに同項第3号に定める法人にあつては同号に規定する委託関係の存在等登録出荷団体たる資格を有することを証明する書面及び対象野菜の出荷実績を示す書面を添付したもの
 - (2) 生産者のうち個人であるもの 別記様式第1-2号の登録申請書に、対象野菜の作付面積が業務方法書第86条第2項に規定する面積に達していることを証明する書面及び対象野菜の出荷実績を示す書面を添付したもの
 - (3) 生産者のうち前号以外のもの 別記様式第1-2号の登録申請書に、対象野菜の作付面積が業務方法書第86条第2項に規定する面積に達していることを証明する書面、定款又は規約、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに対象野菜の出荷実績を示す書面並びに法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面を添付したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合における業務方法書第87条第1項の細則で定める書類は、当該各号に定めるものとする。
- (1) 前項第1号に掲げる者が業務方法書第89条の登録出荷団体から野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項に基づく生産者補給交付金の交付に係る権利及び義務を承継した場合 別記様式第1-3号に、承継の事実を証明する書面、定款（業務方法書第86条第1項第4号に定める団体にあつては定款又は規約）並びに事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面を添付したもの
 - (2) 前項第2号に掲げる者が業務方法書第87条第1項の登録生産者の農業経営（野菜作に限る。）の全部を承継した場合 別記様式第1-4号に、全部承継の事実を証明する書面を添付したもの
 - (3) 前項第3号に掲げる者が業務方法書第87条第1項の登録生産者の農業経営（野菜作に限る。）の全部を承継した場合 別記様式第1-4号に、全部承継の事実を証明する書面、定款又は規約、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面を添付したもの

（登録簿に記載する事項）

第2条 業務方法書第87条第2項の規定による登録は、次の表左欄に掲げる者

ごとに、同表中欄に定める様式により、同表右欄に定める事項を記載して行うものとする。

前条第1項第1号に掲げる者	別記様式第2-1号	名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、地区、登録年月日並びに登録番号
前条第1項第2号に掲げる者	別記様式第2-2号	氏名、住所、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日及び登録番号
前条第1項第3号に掲げる者	別記様式第2-2号	名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日並びに登録番号

第3条 削除

(登録生産者の野菜作付面積等の報告)

第4条 業務方法書第88条の細則で定める期限は、第15条又は第50条(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)に規定する申込期限とする。ただし、登録された対象野菜が複数の種別に係る場合にあっては、これら対象野菜に係る業務区分の申込期限のうち最初に始まる業務区分の申込期限とする。

2 業務方法書第88条の規定による登録生産者の農畜産業振興機構(以下「機構」という。)への報告は、別記様式第4号により行うものとする。

(届出)

第5条 業務方法書第89条の規定による登録出荷団体等の機構への届出は、別記様式第5号により行うものとする。

(登録の取消しの申請)

第6条 業務方法書第91条第1項の規定による登録出荷団体等の機構への登録を取り消すべき旨の申出は、機構の事業年度の終わりの日の6月前までに別記様式第6号により行うものとする。

(認定農林漁業者等又は認定生産方式革新事業者の記載)

第6条の2 業務方法書第91条の2第1項の認定農林漁業者等又は認定生産方式革新事業者について登録簿に記載する細則で定める事項は、氏名及び住所(法人の場合には、名称、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名)、指定野菜の種別、当該指定野菜の作付面積、登録年月日、登録終了年月日、登録番号並びに次に掲げる通知に係る計画の別、認定日及び認定番号とし、別記様式第2-3号により作成するものとする。

(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第10項の規定による総合化事業計画に係る認定の通知

(2) 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第8項の規定による生産方式革新実施計画に係る認定の通知

(野菜価格安定法人等への委託)

第7条 業務方法書第92条の野菜価格安定法人等へ委託する業務の内容は、登録を受けようとする生産者又は登録生産者の作付面積等の確認又はそのために必要な資料の整備とし、当該業務の委託を受けた野菜価格安定法人等は、別

記様式第7号の例により、当該委託業務の結果について機構に報告するものとする。

第2章 指定野菜生産者補給交付金等の交付等

(対象市場群)

第8条 業務方法書第93条第1号の対象市場群は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第9条 業務方法書第93条第2号の対象出荷期間は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。

(業務対象年間)

第10条 業務方法書第93条第3号の業務対象年間は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。

(平均販売価額)

第11条 業務方法書第93条第4号の細則で定める対象野菜は、さといも、たまねぎ及びばれいしょとする。

2 業務方法書第93条第4号の細則で定める期間は、月とする。

3 業務方法書第93条第4号の平均販売価額の計算に当たって、旬別に計算することとされている対象野菜の対象出荷期間に属する日の数が7日未満である旬がある場合には、当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとし、月別に計算することとされている対象野菜の対象出荷期間に属する日の数が20日未満である月がある場合には、当該対象出荷期間に属する月は、当該対象出荷期間内のその月と接続している月に含めるものとする。

(保証基準額)

第12条 業務方法書第93条第5号の保証基準額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の保証基準額の欄に掲げる額とする。

(最低基準額)

第13条 業務方法書第93条第6号の最低基準額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の最低基準額の欄に掲げる額とする。

(産地区分及び資金造成単価)

第14条 業務方法書第93条第11号の細則で定める区分は、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領（以下「指定事業実施要領」という。）第5の規定による区分を行った結果（以下「産地区分」という。）とする。

2 業務方法書第93条第11号の資金造成単価は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。

(申込期限)

第15条 業務方法書第97条第1項の規定による申込みは、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、その価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前のこれらの表の申込期限の欄に掲げる期日までに別記様式第8号により行わなければならない。ただし、業務方法書第97条第1項の申込みに係る野菜指定産地の指定が当該期日後に行われた場合には、当該申込みの申込期限は、その指定が行われた日の15日後の日又はその指定に係る対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日のいずれか早い日とする。

2 前項の規定は、業務方法書第101条第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前項中「業務方法書第97条第1項」とあるのは「業務方法書第101条第1項」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 業務方法書第102条第1項の規定による契約の更改の申込みは、当該契約の更改に係る前条に規定する資金造成単価又は第18条若しくは第19条に規定する割合の変更があった日から15日後の日までにしなければならない。

4 業務方法書第97条第1項の規定による申込みを行った場合、災害等理事長がやむを得ないと認めるときは、対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日まで変更の申出を行うことができるものとする。

(交付予約数量の減少に係る申込期限)

第15条の2 業務方法書第101条の2第1項の規定による申込みは、別表1から別表3までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分にあつては、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行わなければならない。また、別表4から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分にあつては、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間の全期間が含まれる別表1から別表3までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行わなければならない。

(交付予約の解約に係る申込期限)

第15条の3 前条の規定は、業務方法書第101条の3第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前条中「業務方法書第101条の2第1項」とあるのは「業務方法書第101条の3第1項」と、「交付予約数量の減少をしようとする」とあるのは「交付予約の解約をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項の申込期限後にあつては、交付予約の解約をしようとする年の前年の業務方法書第114条に規定する交付申請後から行うことができる。

ただし、当該交付申請を行わない場合に限り、業務方法書第111条第3項に規定する通知後から行うことができる。

(申込対象業務区分)

第16条 登録出荷団体等は、業務方法書第97条第1項による申込みを、同一の対象野菜について、別表1、別表2又は別表3に係る業務区分と別表4、別表5又は別表6に係る業務区分の双方に対して行ってはならないものとする。

ただし、同一の対象野菜に係る業務区分であっても、対象出荷期間が重複していないものにあつてはこの限りでない。

- 2 業務方法書第97条第2項第2号の申込みのうち特例申込み50又は特例申込み55（別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。）の申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団（事業協同組合である場合に限る。以下同じ。）並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2の産地強化計画（以下「産地強化計画」という。）を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。
- 3 業務方法書第97条第2項第3号の細則で定めるものは、別表2、別表3、別表5及び別表6に掲げる業務区分とする。
- 4 業務方法書第97条第2項第4号の申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の産地強化計画（効率的な施肥体系への転換等を行い肥料、燃油その他資材の使用を抑制するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限り。）を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。
- 5 業務方法書第97条第2項第5号の細則に定める申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の産地強化計画（加工・業務用野菜を安定供給するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限り。）を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。

（事業実施野菜価格安定法人の事業）

第17条 業務方法書第97条第5項の事業は、指定事業実施要領第2の1の指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業をいう。

（負担の割合）

第18条 業務方法書第100条第2項第1号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、1000分の175とする。

2 業務方法書第100条第2項第1号の登録出荷団体等の負担の軽減を図るための細則で定める割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。

3 業務方法書第100条第2項第2号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、5分の1とする。

4 業務方法書第100条第2項第2号の負担軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。

（負担金の加算額の割合）

第19条 業務方法書第100条第3項第1号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、1000分の175とする。

2 業務方法書第100条第3項第1号の負担軽減割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。

3 業務方法書第100条第3項第2号及び第3号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、4分の

- 1 とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、5分の1とする。
- 4 業務方法書第100条第3項第2号及び第3号の負担軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。
(負担金の納入期限)
- 第20条 業務方法書第100条第5項(業務方法書第101条第2項において準用する場合を含む。)の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。))に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日までにしなければならない。
- 2 第15条第3項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する変更があった日から1月後の日又は当該変更があった日後最初の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)までにしなければならない。
- 3 業務方法書第100条第6項の規定による負担金の納入は、同条第7項による納入通知をした日から1月後の日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)までにしなければならない。
- 第21条 削除
- 第22条 削除
(交付予約数量の増加等に係る申込書)
- 第23条 業務方法書第101条第1項に規定する交付予約数量の増加に係る申込みは、別記様式第9-1号の申込書により行うものとする。
- 2 業務方法書第101条の2第1項に規定する交付予約数量の減少に係る申込みは、別記様式第9-2号の申込書により行うものとする。
- 3 業務方法書第101条の3第1項に規定する交付予約の解約に係る申込みは、別記様式第9-3号の申込書により行うものとする。
- 第24条 業務方法書第102条第1項に規定する契約の更改に係る申込みは、別記様式第10号の申込書により行うものとする。
(延滞金)
- 第25条 業務方法書第103条の機構が徴する延滞金は、第20条に規定する納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、登録出荷団体等から当該負担金に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。
(納付金の納付割合)
- 第26条 業務方法書第105条第2項第1号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、1000分の175とする。
- 2 業務方法書第105条第2項第1号の納付の軽減を図るための細則で定める割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。
- 3 業務方法書第105条第2項第2号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、5分の1とする。

4 業務方法書第105条第2項第2号の納付軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。

(納付金の加算額の割合)

第27条 業務方法書第105条第3項第1号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、1000分の175とする。

2 業務方法書第105条第3項第1号の納付軽減割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。

3 業務方法書第105条第3項第2号及び第3号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、5分の1とする。

4 業務方法書第105条第3項第2号及び第3号の納付軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。

(納付金の納付期限)

第28条 業務方法書第105条第1項(業務方法書第106条及び第107条第1項において準用する場合を含む。)の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる日までにしなければならない。

(1) 次の業務区分の対象野菜にあつては、登録出荷団体等が、当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の3月31日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)

イ 別表4に係る業務区分の対象野菜で対象出荷期間が4月1日から4月30日までのものであつて、別表1に係る業務区分の対象野菜(その対象出荷期間が1月1日から4月30日までのものに限る。)と同一であるもの

ロ 別表6に係る業務区分の対象野菜で対象出荷期間が4月1日から4月30日までのものであつて、別表3に係る業務区分の対象野菜(その対象出荷期間が3月1日から4月30日までのものに限る。)と同一であるもの

(2) 前号以外の業務区分の対象野菜にあつては、登録出荷団体等が当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の対象出荷期間の開始の日後最初に到来する3月31日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)

2 業務方法書第105条第5項の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、機構が別に通知する日までにしなければならない。

3 野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。)別記2の指定野菜価格安定対策事業第18の2に基づく債務負担行為が導入されている場合には、納付金のうち当該債務負担行為の対象となった額の全部又は一部の納付については、前項の規定にかかわらず、当該債務負担行為の歳出化が必要なときに機構が別に通知する額を別に通知する日までに納付するものと

する。

(規格)

第29条 業務方法書第108条の規格は、別表7に掲げるとおりとする。

(価格差補給交付金等の交付の対象としない数量)

第29条の2 業務方法書第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の第1号又は第2号のとおりとする。

- (1) 登録出荷団体にあつては、次のイ及びロの数量を合計した数量とする。
 - イ 登録出荷団体から業務方法書第100条第1項の負担金相当額の全部又は一部を当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員(以下「登録出荷団体構成員」という。)に賦課している場合において、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された登録出荷団体構成員以外の登録出荷団体構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した数量
 - ロ 委託生産者が登録出荷団体に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業(以下この条において「事業」という。)を利用しない期間における出荷を委託した数量(イの数量と重複するものを除く。)
- (2) 登録生産者にあつては、当該登録生産者が機構に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量(登録生産者が業務方法書第101条の2の特定登録生産者であつて、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。)とする。

2 前項第2号において、登録生産者は機構に対して、事業を利用しない期間が始まる前に、別記様式第11号により当該申告を行うものとする。

(一般補給交付金等の補填の割合)

第30条 業務方法書第109条第2項及び第3項の産地区区分ごとの割合は、第Ⅰ区分は10分の9、第Ⅱ区分は10分の8及び第Ⅲ区分は10分の7とする。

(生産資材費高騰時の特例の対象)

第30条の2 業務方法書第109条第3項の細則で定める生産資材費高騰時の特例の対象は、別表3又は別表6の冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマン並びに夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタスに係る業務区分とする。

2 業務方法書第109条第3項の生産資材費が高騰した場合は、次の表1又は表2の対象野菜ごと、対象出荷期間ごと及び登録出荷団体等の属するブロックごとに、それぞれの加温期間等における次式で得られる月ごとの資材高騰指数の平均が次の表の発動率を超える場合とする。

対象野菜	資材高騰係数の算出式
冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン	$(A \times 1.441 \times B + C \times 1.205 \times D \times 9 / 10) / (B + D \times 9 / 10)$
夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス	$(A \times 1.441 \times B + E \times 1.246 \times F \times 9 / 10) / (B + F \times 9 / 10)$

(Aは肥料の月別指数、Bは肥料のウェイト、Cは光熱動力の月別指数、Dは光熱動力のウェイト、Eは諸材料の月別指数、Fは諸材料のウェイトとし、AからFまでの数値は、農業物価指数(農林水産省大臣官房統計部作成)による。)

表 1

対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率
冬春きゅうり	5月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	127
同 上	5月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	11月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	11月21日から12月31日まで	11月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	3月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春トマト	5月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	138
同 上	5月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	11月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	11月21日から12月31日まで	11月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	3月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春なす	5月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	130
同 上	5月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	11月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	11月21日から12月31日まで	11月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	3月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春ピーマン	4月1日から6月15日まで	2月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	129
同 上	4月1日から6月15日まで	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	10月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで	同上

対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率
同 上	1月1日から3月31日まで	11月1日から2月28日又は2月29日まで	同上
夏秋きゅうり	7月1日から9月30日まで	5月1日から5月31日まで	126
同 上	10月1日から11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上
夏秋トマト	7月1日から9月30日まで	4月1日から4月30日まで	143
同 上	10月1日から11月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上
夏秋なす	7月1日から9月30日まで	5月1日から5月31日まで	117
同 上	10月1日から11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上
春夏にんじん	3月16日から5月31日まで	11月1日から11月30日まで	152
同 上	6月1日から7月31日まで	2月1日から2月28日又は2月29日まで	同上
夏秋ピーマン	5月16日から7月31日まで	3月1日から3月31日まで	124
同 上	8月1日から10月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上
冬レタス	12月1日から12月31日まで	9月1日から9月30日まで	150
同 上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	10月1日から11月30日まで	同上
同 上	3月1日から3月31日まで	12月1日から12月31日まで	同上

注：（北海道・東北ブロック）は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県の登録出荷団体等であり、（北海道・東北ブロックを除く）は、上記7道県以外の登録出荷団体等である。

表 2

対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率
冬春きゅうり	5月1日から5月31日まで	3月1日から4月30日まで （北海道・東北ブロック）	127
同 上	6月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上
同 上	5月1日から5月31日まで	3月1日から3月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上
同 上	6月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上
同 上	1月1日から1月31日まで	10月1日から12月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで （北海道・東北ブロック）	同上
同 上	1月1日から1月31日まで	11月1日から12月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで （北海道・東北ブロックを除く）	同上

対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率
同 上	3月1日から3月31日まで	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上
同 上	4月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春トマト	5月1日から5月31日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	138
同 上	6月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	5月1日から5月31日まで	3月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	6月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	1月1日から1月31日まで	10月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	1月1日から1月31日まで	11月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	3月1日から3月31日まで	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上
同 上	4月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春なす	5月1日から5月31日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	130
同 上	6月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	5月1日から5月31日まで	3月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	6月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	1月1日から1月31日まで	10月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	1月1日から1月31日まで	11月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	3月1日から3月31日まで	1月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上
同 上	4月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春ピーマン	4月1日から4月30日まで	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロック)	129
同 上	5月1日から5月31日まで	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同 上	6月1日から6月15日まで	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上

対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率
同 上	4月1日から4月30日まで	2月1日から2月28日 又は2月29日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	5月1日から5月31日まで	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	6月1日から6月15日まで	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同 上	10月21日から11月30日まで	10月1日から10月31日まで	同上
同 上	12月1日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで	同上
同 上	1月1日から1月31日まで	11月1日から12月31日まで	同上
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで	同上
同 上	3月1日から3月31日まで	11月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上
夏秋きゅうり	7月1日から7月31日まで	5月1日から5月31日まで	126
同 上	8月1日から8月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上
同 上	9月1日から9月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上
同 上	10月1日から10月31日まで	8月1日から8月31日まで	同上
同 上	11月1日から11月30日まで	9月1日から9月30日まで	同上
夏秋トマト	7月1日から7月31日まで	4月1日から4月30日まで	143
同 上	8月1日から8月31日まで	5月1日から5月31日まで	同上
同 上	9月1日から9月30日まで	6月1日から6月30日まで	同上
同 上	10月1日から10月31日まで	7月1日から7月31日まで	同上
同 上	11月1日から11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上
夏秋なす	7月1日から7月31日まで	5月1日から5月31日まで	117
同 上	8月1日から8月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上
同 上	9月1日から9月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上
同 上	10月1日から10月31日まで	8月1日から8月31日まで	同上
同 上	11月1日から11月30日まで	9月1日から9月30日まで	同上
春夏にんじん	3月16日から4月30日まで	11月1日から11月30日まで	152

対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率
同 上	5月1日から5月31日まで	1月1日から1月31日まで	同上
同 上	6月1日から6月30日まで	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上
同 上	7月1日から7月31日まで	3月1日から3月31日まで	同上
夏秋ピーマン	5月16日から6月30日まで	3月1日から3月31日まで	124
同 上	7月1日から7月31日まで	5月1日から5月31日まで	同上
同 上	8月1日から8月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上
同 上	9月1日から9月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上
同 上	10月1日から10月31日まで	8月1日から8月31日まで	同上
冬レタス	1月1日から1月31日まで	10月1日から10月31日まで	150
同 上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	11月1日から11月30日まで	同上

注：（北海道・東北ブロック）は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県の登録出荷団体等であり、（北海道・東北ブロックを除く）は、上記7道県以外の登録出荷団体等である。

3 業務方法書第109条第3項の細則で定める額は、別表3又は別表6の資材高騰加算額の欄に掲げる額に、産地区分ごとの割合を乗じて得た額とする。

（磁気テープ等）

第31条 業務方法書第110条の細則で定めるものは、対象市場群に属する市場の卸売業者が売買仕切り又は買付けに関し作成した電子計算機用磁気テープ、フレキシブルディスク及び電気通信回線で送信する売買仕切又は買付データとする。

（業務区分の出荷数量及び販売価格の合算）

第32条 業務方法書第111条第1項ただし書による複数の業務区分は、別表1、別表2又は別表3に係る業務区分及び別表4、別表5又は別表6に係る業務区分の対象野菜及び対象市場群がそれぞれ同一であって、対象出荷期間が重複しているものとする。

（供給計画数量）

第33条 業務方法書第111条第2項に規定する供給計画数量（以下「供給計画数量」という。）は、野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号農林水産省生産局長通知）第1の2により作成した供給計画の数量とする。

（供給計画数量と出荷数量との乖離の度合いの認定）

第34条 機構は、次により、業務方法書第111条第2項に規定する認定を行うものとする。

（1）供給計画数量及び対象野菜の出荷数量の比較は、業務方法書第97条に規定する価格差補給交付金等の交付に関する申込みを行った業務区分に係る

対象野菜ごとに、同一対象出荷期間内の数量をそれぞれ合算したものについて行う。

(2) 供給計画数量と対象野菜の出荷数量との差の当該供給計画数量に対する割合（以下「乖離の度合い」という。）が、対象出荷期間全体でみて、次の表の左欄において該当する割合に対応する右欄の区分を認定する。

乖離の度合い	区 分
20パーセント未満	A
20パーセント以上30パーセント未満	B
30パーセント以上40パーセント未満	C
40パーセント以上50パーセント未満	D
50パーセント以上60パーセント未満	E
60パーセント以上	F

(3) 乖離の度合いが、対象出荷期間全体でみて10パーセント未満であり、かつ、月別でみて20パーセント未満の月が3分の2以上を占めている場合にあっては「範囲内」、それ以外の場合にあっては「範囲外」と認定する。

(変更の不通知)

第35条 業務方法書第111条第4項の規定による変更の通知は、平均販売価額に係る変更前と変更後の差が1円以上の旬（対象野菜がさといも、たまねぎ及びびばれいしょにあっては、月）がない場合は、行わないことができる。

(勘案認定の申請)

第35条の2 業務方法書第111条第5項に規定する緊急的な需給調整を実施した場合は、交付等要綱別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領第2の1の(1)による生産出荷団体緊急需給調整事業を実施した場合をいう。

2 登録出荷団体等は、業務方法書第111条第5項に規定する勘案認定（以下「勘案認定」という。）の申請を行う場合は、同条第3項の通知に記載された期日までに、別記様式第12号により行うものとする。

3 登録出荷団体等は、勘案認定の申請を行う際、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく政令によって激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定を受けた区域の大半が含まれる場合にあっては、別記様式第12号の4の添付資料のうち、やむを得ない事情があると認められるものについては簡素化することができるものとする。

4 機構は、勘案認定を行う場合、当該登録出荷団体等その他関係者に対して、関係資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。

(特別補給交付金等に係る認定)

第35条の3 業務方法書第112条の認定は、第34条第3号に定める「範囲内」の認定とする。

(一般補給交付金等に乗ずる特別補給加算率)

第35条の4 業務方法書第113条に規定する産地区区分ごとの特別補給加算率は、次のとおりとする。

- イ 第Ⅰ区分 9分の1
- ロ 第Ⅱ区分 8分の1

ハ 第Ⅲ区分 7分の1

(価格差補給交付金等の交付申請期限)

第36条 業務方法書第114条第1項の規定による申請は、別記様式第13号により、業務方法書第111条第3項又は第8項による通知に記載された期日までにしなければならない。ただし、業務方法書第113条の2の一般補給交付金等の申請は、別記様式第13号により、負担金を追加納付後速やかにしなければならない。

2 業務方法書第114条第2項の規定による申請は、別記様式第14号により、業務方法書第111条第3項又は第8項による通知に記載された期日までにしなければならない。ただし、業務方法書第113条の2の特別補給交付金等の申請は、別記様式第14号により、負担金を追加納付後速やかにしなければならない。

(一般補給交付金等の一部交付)

第37条 業務方法書第115条第1項の規定による一般補給交付金等の一部交付は、次に定めるところによるものとする。

(1) 第34条第2号の規定による認定の区分が、次の表の左欄に掲げる場合には、当該対象野菜の業務区分に係る一般補給交付金等の金額は、業務方法書第109条の規定により算定される産地区分ごとの一般補給交付金等の金額に、表において当該認定区分に対応する右欄の交付率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。

認定区分	交付率
B	10分の8
C	10分の7
D	10分の6
E	10分の5
F	10分の4

(2) 業務方法書第111条第3項の規定により通知した当該対象野菜の乖離の度合いが5分の1以上となった場合には、特例申込み50の申込み及び特例申込み55(別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。)の申込みに係る一般補給交付金単価は、業務方法書第109条第2項の規定にかかわらず、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額(平均販売価額が最低基準額(別表1及び別表4に係る業務区分の特例申込み50に係る場合にあっては最低基準額の60分の55に相当する額)を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に第30条で定める産地区分ごとの割合を乗じて得た額とする。

(加算金)

第38条 業務方法書第116条の機構が徴する加算金は、登録出荷団体等がその請求に係る価格差補給交付金等を受領した日から納付の日までの日数に応じ、その返還を請求された当該価格差補給交付金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年利10.95パーセントの割合で計算したものとする。

(価格差補給金の交付の報告)

第39条 業務方法書第118条の報告は、一般補給金にあつては別記様式第15号、特別補給金にあつては別記様式第16号により行うものとする。

(報告の徴収、調査の実施等)

第40条 業務方法書第120条第1項の報告の徴収、調査の実施等を求める場合とは、価格差補給交付金等の交付に関する申込み又は交付の申請が事実に基づき適切になされているか、価格差補給金が確実に委託生産者(業務方法書第94条第1号に規定されるものをいう。)に交付されているか等を確認する必要があると認められる場合とする。

第41条 業務方法書第121条第1号イの細則で定める割合は、第18条各項及び第19条各項を準用する。

(端数処理)

第42条 業務方法書第122条の細則で定める端数等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 業務方法書第100条第2項の負担金の額を計算する場合は、同項各号に規定する産地区別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額。)に、登録出荷団体等の負担の軽減を図るための付録第1又は付録第2の割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額(付録第3及び付録第4において「負担軽減後資金造成計画額」という。))に、登録出荷団体等が負担すべき割合として第18条第1項又は第3項の割合を乗じて得た額に次の業務区分ごと及び産地区分ごとに定める金額を加える。

イ 同項第1号に規定する別表1及び別表4に係る業務区分ごとの産地区分については、付録第3の算式により算出される値(次の表において「算出値」という。)が、次の表の左欄に掲げる値ごとにそれぞれ右欄に掲げる金額

算 出 値	金 額
0	0円
17	525円
14	550円
11	575円
8	600円
5	625円
2	650円
19	675円
16	700円
13	725円
10	750円
7	775円
4	800円
1	825円
18	850円
15	875円
12	900円
9	925円

算 出 値	金 額
6	9 5 0 円
3	9 7 5 円

- ロ 同項第2号に規定する別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分ごとの産地区分については、付録第4の算式により算出される値（次の表において「算出値」という。）が、次の表の左欄に掲げる値ごとにそれぞれ右欄に掲げる金額

算 出 値	金 額
0	0 円
2	6 0 0 円
4	7 0 0 円
1	8 0 0 円
3	9 0 0 円

- (2) 業務方法書第100条第3項の負担金の加算額を計算する場合は、第16条第5項に係る申込みの業務区分については前項に準じ、それ以外の申込みの業務区分については業務方法書第100条第3項各号に規定する産地区分別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、登録出荷団体等の負担の軽減を図るための付録第1又は付録第2の割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を2,000で除して得た額が整数値でない場合は登録出荷団体等が負担すべき割合として第19条第1項又は第3項の割合を乗じて得た額に750円を加える。
- (3) 業務方法書第105条第2項及び第3項の納付金及び納付金の加算額の額を計算する場合は、同項各号に規定する産地区分別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、事業実施野菜価格安定法人の納付の軽減を図るための付録第1又は付録第2の割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として納付金は第26条第1項又は第3項、納付金の加算額は第27条第1項又は第3項の割合を乗じて得た額に、500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを500円とする。
- (4) 業務方法書第109条第1項の一般補給交付金等の産地区分ごとの額、業務方法書第113条の特別補給交付金等の産地区分ごとの額又は業務方法書第119条の各号に規定する産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。

第3章 契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等

第1節 価格差補給交付金等の交付

(品質)

第42条の2 業務方法書第123条第1項の品質は、別表8に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第43条 業務方法書第128条第1号の対象出荷期間は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。

(業務対象年間)

第44条 業務方法書第128条第2号の業務対象年間は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。

(平均取引価額)

第45条 業務方法書第128条第3号の細則で定める卸売市場は、次の表のとおりとする。

対象地域	卸売市場
北海道	札幌市中央卸売市場
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	仙台市中央卸売市場本場
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	東京都中央卸売市場大田市場
新潟県、富山県、石川県及び福井県	金沢市中央卸売市場
岐阜県、愛知県及び三重県	名古屋市中央卸売市場北部市場
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪市中央卸売市場本場
鳥取県、島根県、岡山県及び広島県	広島市中央卸売市場中央市場
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	高松市中央卸売市場
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	福岡市中央卸売市場青果市場
沖縄県	沖縄県中央卸売市場

2 業務方法書第128条第3号の細則で定める指定野菜は、さといも、たまねぎ及びばれいしょとする。

3 業務方法書第128条第3号の細則で定める期間は、月とする。

(保証基準額)

第46条 業務方法書第128条第4号の保証基準額は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の保証基準額の欄に掲げる額とする。

(最低基準額)

第47条 業務方法書第128条第5号の最低基準額は、別表9の対象野菜の欄に

掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の最低基準額の欄に掲げる額とする。

(資金造成単価)

第48条 業務方法書第128条第6号の資金造成単価は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。

(業務の対象となる契約)

第49条 業務方法書第129条の細則で定める個別契約は、その定める取引価格が、特定の卸売市場価格を用いるか、当該卸売市場価格に一定額を加減するか、又は当該卸売市場価格に一定の係数を乗ずるか、その他これらの方法により算定される取引価格と実質的に同等の水準になるよう定められるものであって、その定める取引価格の設定期間が10日以内(ただし、個別契約の期間中、3回以上取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときには1か月以内)のものをいう。

(申込期限)

第50条 業務方法書第130条第1項の規定による申込みは、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、その価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前の同表の申込期限の欄に掲げる期日までに別記様式第17-1-1号により行わなければならない。ただし、業務方法書第130条第1項の申込みに係る野菜指定産地の指定が当該期日後に行われた場合には、当該申込みの申込期限は、その指定が行われた日の15日後の日又はその指定に係る対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日のいずれか早い日とする。

2 個別契約の内容のうち、契約数量について相手方との協議が前項の申込期限までに整わない場合において、当該申込期限までに別記様式第17-2号により機構に届け出た場合には、前項の申込みは、当該対象出荷期間又は当該対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日のいずれか遅い日の前日の10日前の日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)までにすることができるものとする。

3 前2項の規定は、業務方法書第134条第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、第1項中「業務方法書第130条第1項」とあるのは「業務方法書第134条第1項」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 業務方法書第135条第1項の規定による契約の更改の申込みは、当該契約の更改に係る前条に規定する資金造成単価又は次条に規定する割合の変更があった日から15日後の日までにしなければならない。

(数量の基準等)

第50条の2 業務方法書第130条第2項の細則で定める基準は、価格差補給交付金等の交付に係る個別契約において、数量に上限値と下限値を設けるものであって、下限値は上限値の140分の60以上のものとする。

2 前項の場合において、交付予約数量は同項に規定する上限値を上回らないものとする。

(交付予約数量の減少に係る申込期限)

第50条の3 業務方法書第134条の2第1項の規定による申込みは、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行わなければならない。

(交付予約の解約に係る申込期限)

第50条の4 前条の規定は、業務方法書第134条の3第1項の規定による申込について準用する。この場合において、前条中「業務方法書第134条の2第1項」とあるのは「業務方法書第134条の3第1項」と、「交付予約数量の減少をしようとする」とあるのは「交付予約の解約をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項の申込み期限後にあつては、交付予約の解約をしようとする年の前年の業務方法書第143条に規定する交付申請後から行うことができる。

ただし、当該交付申請を行わない場合に限り、対象出荷期間が終了する旬に係る業務方法書第141条第2項の規定する公表後から行うことができる。

(事業実施野菜価格安定法人の事業)

第51条 業務方法書第130条第5項の事業は、交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領(以下「契約事業実施要領」という。)第2の1の契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業をいう。

(負担の割合)

第52条 業務方法書第133条第2項の登録出荷団体等が負担すべき割合は、4分の1とする。

(負担金の納入期限)

第53条 業務方法書第133条第3項(業務方法書第134条第2項において準用する場合を含む。)の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日又は対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日のいずれか遅い日の前日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)までにしなければならない。

2 第50条第4項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する変更のあった日から1月後の日又は当該変更のあった日後最初の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)までにしなければならない。

(負担金の分割納入手続)

第54条 業務方法書第133条第3項ただし書(業務方法書第134条第2項及び第135条第2項において準用する場合を含む。)の規定により負担金を分割して納入しようとする登録出荷団体等は、業務方法書第130条第1項、第134条第1項又は第135条第1項の規定による申込みに際して、別記様式第18号の申請書を機構に提出するものとする。

2 機構は、前項の申請があつた場合において、当該登録出荷団体等に負担金の全額を一時に納入させるとすれば当該登録出荷団体等に係る事業の収支を悪化させることとなることにより当該事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該申請を承認することができる。

3 機構は、前項の承認をするに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

る。

(1) 登録出荷団体等が価格差補給交付金等の交付の対象となる場合において当該交付のときに当該交付の対象となる業務区分に係る負担金に未納額があるときは、適切な担保を提供させるものとする。

(2) 前号による適切な担保を提供しないときは、登録出荷団体等は未納額の納入に係る期限の利益を喪失するものとし、当該喪失に係る未納額の納入期限は、当該価格差補給交付金等の交付の日から3月を経過した日とすること。

4 機構は、第2項の承認をしたときは、遅滞なく、各年に納入すべき金額、その納入期限その他必要な事項を当該承認に係る登録出荷団体等に通知するものとする。

(負担金の分割納入の方法)

第55条 業務方法書第133条第3項ただし書の規定による負担金の分割納入は、3年を超えない範囲の年賦によるものとする。

2 業務方法書第134条第2項又は第135条第2項において準用する業務方法書第133条第3項ただし書の規定による負担金の分割納入は、2年の年賦によるものとする。

3 前二項の年賦により各年に納入すべき額は、次の年に納入すべき額を下回らない額でなければならない。

4 第1項又は第2項の年賦により納入すべき負担金の各年の納入期限は、対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とする。

(交付予約数量の増加等に係る申込書)

第56条 業務方法書第134条第1項に規定する交付予約数量の増加に係る申込みは、別記様式第18-1号及び第18-2号の申込書により行うものとする。

2 業務方法書第134条の2第1項に規定する交付予約数量の減少に係る申込みは、別記様式第18-3号の申込書により行うものとする。

3 業務方法書第134条の3第1項に規定する交付予約の解約に係る申込みは、別記様式第18-4号の申込書により行うものとする。

第57条 業務方法書第135条第1項に規定する契約の更改に係る申込みは、別記様式第19-1号及び第19-2号の申込書により行うものとする。

(延滞金)

第58条 業務方法書第136条の機構が徴する延滞金は、第53条又は第54条第3項第2号若しくは第4項に規定する納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、登録出荷団体等から当該負担金に民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

(納付金の納付割合)

第59条 業務方法書第138条第2項の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、4分の1とする。

(納付金の納付期限)

第60条 業務方法書第138条第3項（業務方法書第139条及び第140条第1項において準用する場合を含む。）の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、登録出荷団体等が当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約

の更改をしようとする年の対象出荷期間の開始の日後最初に到来する3月31日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）までにしなければならない。

- 2 推進通知別記3の契約指定野菜安定供給事業（以下「契約指定事業運用通知」という。）の第7の2に基づく債務負担行為が導入されている場合には、納付金のうち当該債務負担行為の対象となった額の全部又は一部の納付については、前項の規定にかかわらず、当該債務負担行為の歳出化が必要なときに機構が別に通知する額を別に通知する日までに納付するものとする。

（価格差補給交付金等の交付の対象としない数量）

第60条の2 業務方法書第142条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の第1号又は第2号のとおりとする。

- (1) 登録出荷団体にあつては、次のイ及びロの数量を合計した数量とする。

イ 登録出荷団体から業務方法書第133条第1項の負担金相当額の全部又は一部を登録出荷団体構成員に賦課している場合において、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された登録出荷団体構成員以外の登録出荷団体構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した数量

ロ 委託生産者が登録出荷団体に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量（イの数量と重複するものを除く。）

- (2) 登録生産者にあつては、次のイ又はロの数量とする。

イ 業務方法書第134条の2の特定登録生産者にあつては、その一部の構成員が事業を利用しない期間がある場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量

ロ 当該特定登録生産者以外の登録生産者にあつては、当該登録生産者が機構に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量

- 2 前項第2号ロの申告は、事業を利用しない期間が始まる前に、別記様式第11号により行うものとする。

（価格差補給交付金等の補填の割合）

第61条 業務方法書第142条第2項の割合は、10分の9とする。

（価格差補給交付金等の交付申請期限）

第62条 業務方法書第143条第1項の規定による申請は、別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号により、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月以内にしなければならない。

（加算金）

第63条 業務方法書第145条の機構が徴する加算金は、登録出荷団体等がその請求に係る価格差補給交付金等を受領した日から納付の日までの日数に応じ、その返還を請求された当該価格差補給交付金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算したものとする。

（価格差補給金の交付の報告）

第64条 業務方法書第147条の報告は、別記様式第21号により行うものとする。

(報告の徴収、調査の実施等)

第65条 業務方法書第149条第1項の報告の徴収、調査の実施等を求める場合とは、第40条に規定する場合とする。

第66条 業務方法書第150条第1号イの細則で定める割合は、第52条を準用する。

(端数処理)

第67条 業務方法書第151条の細則で定める端数等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 業務方法書第133条第2項の負担金の額を計算する場合は、同項に規定する交付予約数量を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を2,000で除して得た額が整数値でない場合は750円を加える。

(2) 第83条第2項の規定により、業務方法書第133条第2項の登録認定農業者等が負担すべき割合を「10分の4」として計算する場合は、同項に規定する交付予約数量を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)について、付録第5の算式により算出される値(次の表において「算出値」という。)が次の表の左欄に掲げる値ごとに、それぞれ右欄に掲げる金額を加える。また、第83条第2項のただし書により登録認定農業者等が負担すべき割合を「10分の5」として計算する場合は、交付予約数量を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を2,000で除して得た額が整数値でない場合は500円を加える。

算 出 値	金 額
0	0円
6	100円
2	200円
8	300円
4	400円
5	500円
1	600円
7	700円
3	800円
9	900円

(3) 業務方法書第138条第2項の納付金の額を計算する場合は、同項各号に規定する交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として第59条又は第83条第2項の割合を乗じて得た額に、500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを500円とする。

(4) 業務方法書第142条の価格差補給交付金等の額又は業務方法書第148条の資金造成単価に当該交付予約数量を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。

第2節 出荷調整補給交付金等の交付

(対象出荷期間)

第68条 業務方法書第152条第1号の対象出荷期間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。

(業務対象年間)

第69条 業務方法書第152条第2号の業務対象年間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。

(平均取引価額)

第70条 業務方法書第152条第3号の細則で定める卸売市場は、第45条第1項に定めるとおりとする。

(発動基準価額)

第71条 業務方法書第152条第4号の発動基準価額は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の発動基準価額の欄に掲げる額とする。

(資金造成単価)

第72条 業務方法書第152条第5号の資金造成単価は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。ただし、個別契約において固定された価額が設定されており、かつ、業務区分ごとに定められた当該価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額（この条において「契約価額」という。）が発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回る場合には、業務区分ごとに当該契約価額に10分の7を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。

(出荷調整の態様)

第73条 業務方法書第153条の細則で定める対象野菜の土壌還元等は、登録出荷団体等が、対象野菜のほ場又は集出荷場において当該対象野菜を土壌還元すること又は家畜の飼料として当該対象野菜を供給することをいう。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第74条 業務方法書第152条第1号の出荷調整補給交付金等の交付については、第50条、第51条から第60条まで及び第62条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表10」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第157条第1項」と、同条中「別記様式第21-1号又は別記様式第21-4号」とあるのは「別記様式第20-2号、別記様式第20-4号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の上限の割合)

第75条 業務方法書第154条において準用する業務方法書第130条第2項の読み替えた後の細則で定める割合は、10分の3とする。

(出荷調整の申出)

第76条 業務方法書第155条第2項の申出は、別記様式第22号により行うものとする。

第3節 数量確保費用交付金の交付

(対象出荷期間)

第77条 業務方法書第158条第1号の細則で定める期間は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。

(業務対象年間)

第78条 業務方法書第158条第2号の細則で定める期間は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。

(平均取引価額)

第79条 業務方法書第158条第3号の細則で定める卸売市場は、第45条第1項に定めるとおりとする。

(指標価額)

第80条 業務方法書第158条第4号の指標価額は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の指標価額の欄に掲げる額とする。

(購入限度価額の割合)

第81条 業務方法書第158条第6号の細則で定める割合は、2分の3とする。
ただし、登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、その選択により、それぞれ2分の4、2分の6、2分の8を購入限度価額の割合として、交付予約の申込みができるものとする。

(資金造成単価)

第82条 業務方法書第158条第7号の細則で定める割合は、10分の9（業務方法書第162条第1項第1号の仕向先変更のみを行い、同条同項第2号の他の者からの購入を行わない場合においては、10分の7）とする。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第83条 登録出荷団体等に対する業務方法書第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の交付については、第50条、第51条から第60条まで、第62条、第63条及び第65条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表11」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第163条第1項」と、同条中「別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号」とあるのは「別記様式第20-3号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。

2 登録認定農業者等に対する業務方法書第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の交付については、第50条、第51条から第60条まで、第62条、第63条及び第65条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表11」と、同条同項中「別記様式第17-1-1号」とあるのは「別記様式第17-1-2号」と、第52条中「4分の1とする。」とあるのは「10分の4とする。ただし、契約事業実施要領第8の2の(2)により農産局長が別に定める場合に限り、10分の5とすることができる。」と、第59条中「4分の1とする。」とあるのは「10分の1とする。ただし、契約事業実施要領第8の2の(2)により農産局長が別に定める場合に限り、10分の0とすることができる。」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第163条第1項」と、同条中「別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号」とあるのは「別記様式第20-3号又は別記様式第20-5号」と読み替える

ものとする。

(交付予約数量の上限の割合)

第84条 業務方法書第160条において準用する業務方法書第130条第2項の読み替えた後の細則で定める割合は、2分の1とする。

(数量確保費用交付金を交付する場合の特例)

第85条 業務方法書第161条第2項の細則で定める特別の事由は、次の各号に該当する場合とする。

(1) 契約指定事業運用通知の第5の7に規定する、特定の地域での激甚災害(激甚災害法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)又は病虫害の著しい発生により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合であって、第45条第1項の表の左欄に掲げる対象地域ごとに算定されるそれぞれ右欄に掲げる第79条に規定する卸売市場の当該指定野菜の旬別の加重平均販売価額が、当該地域ごとに数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として当該指定野菜ごとに機構が旬別に定める額を上回った場合。

(2) 局所的な気象災害その他の事情により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合

2 業務方法書第161条第2項の細則で定める指定野菜とは、前項の特別の事由に該当する旬に出荷されたものとする。

3 第1項第1号の場合にあつては、登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、契約指定事業運用通知に規定する激甚災害又は病虫害の著しい発生により対象野菜の生育に重大な影響が生じたものとして当該対象地域をその区域内に含む都道府県知事により認定された日が対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月を超えている場合は、第83条において準用する第62条の規定にかかわらず、当該認定を受けた日以降遅滞なく別記様式第23号を添付して業務方法書第163条第1項の申請をするものとする。

4 第1項第2号の場合にあつては、数量確保費用交付金を受けようとするときは、第83条において準用する第62条の規定により、局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付して業務方法書第163条第1項の申請をするものとする。

第85条の2 業務方法書第161条第4項の細則で定める対象野菜は、さといも、たまねぎ及びばれいしょとする。

2 業務方法書第161条第4項の細則で定める期間は1月とする。

(交付金単価を算定する際に乗ずる割合)

第86条 業務方法書第162条第1項第1号の細則で定める割合は、10分の7とする。

2 業務方法書第162条第1項第2号の細則で定める割合は、10分の9とする。

第4章 野菜価格安定法人に対する補助

(対象市場群)

第87条 業務方法書第164条第1号イの細則で定める対象市場群とは、交付等要綱別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(以下「特定野菜等実施要領」という。)第3の2の(3)に規定するものをいう。

(相当規模生産者)

第88条 業務方法書第164条第1号ロの相当規模生産者は、特定野菜等実施要

領第3の3の(4)に規定する者とする。

(実施計画)

第89条 野菜価格安定法人は、業務方法書第165条の規定により実施計画につき認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務区分ごとにそれぞれ各号に掲げる様式により実施計画書を作成するものとする。

(1) 特定野菜等実施要領に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象となる特定野菜等にあつては、特定野菜等実施要領第3の3の(5)のイに規定する業務区分 別記様式第24号

(2) 交付等要綱別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領(以下「契約特定野菜等実施要領」という。)に規定する契約特定野菜等安定供給促進事業の対象となる契約特定野菜等にあつては契約特定野菜等実施要領第4の3の(2)に規定する業務区分 別記様式第25号

- 2 野菜価格安定法人は、前項の実施計画について、当該業務対象年間の最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は特定野菜等実施要領第3の3の(2)の価格差補給交付金等の交付に関する契約若しくは契約特定野菜等実施要領第4の2の補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までに機構に提出するものとする。
- 3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。この場合において、前項中「当該業務対象年間の」とあるのは「当該実施計画の変更後」と読み替えるものとする。

(補助対象補給交付金等)

第90条 業務方法書第166条の細則で定める補給交付金等とは、特定野菜等実施要領第3の3の(7)のウ又は契約特定野菜等実施要領第4の7の(3)、第4の8の(3)若しくは第4の9の(6)に規定されるものとする。

(補助の金額)

第91条 業務方法書第167条の細則で定める計算手法は、特定野菜等実施要領第4の2の(3)又は契約特定野菜等実施要領の第5の2の(3)に規定されるものとする。

(報告の徴収、調査の実施等)

第92条 業務方法書第171条の報告の徴収、調査の実施等を求める場合は、補給交付金等を交付する事業に関する交付申請書類が事実に基づき適切に記載されているか、又は補給交付金等の交付に関する申込み又は交付の申請が事実に基づき適切になされているか、若しくは補給交付金が確実に委託生産者(業務方法書第164条第1号イに規定するものをいう。)に交付されているか等を確認する必要があると認められる場合とする。

付録第1(第18条第2項、第19条第2項、第26条第2項及び第27条第2項関係)

種 別	割 合
春キャベツ	5 / 10
夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ	7 / 10
秋冬はくさい	9 / 10

付録第2(第18条第4項、第19条第4項、第26条第4項及び第27条第4項関係)

種 別	割 合
夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこ	5 / 10

種 別	割 合
ん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう	
冬春トマト	6 / 10
冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス	7 / 10
春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、ばれいしょ	8 / 10
冬春ピーマン、夏秋レタス	9 / 10
秋にんじん、夏はくさい、冬レタス	10 / 10

付録第3（第42条第1号イ関係）

$$A - B \times 20$$

Aは、負担軽減後資金造成計画額を1,000で除したものの

Bは、Aを20で除して得た額の整数の部分の値

付録第4（第42条第1号ロ関係）

$$A - B \times 5$$

Aは、負担軽減後資金造成計画額を1,000で除したものの

Bは、Aを5で除して得た額の整数の部分の値

付録第5（第67条第2号関係）

$$A - B \times 10$$

Aは、資金造成計画額を1,000で除したものの

Bは、Aを10で除して得た額の整数の部分の値

附 則（平成15年10月1日付け15農畜機第7号）

- この実施細則は、平成15年10月1日より施行する。
- この実施細則の施行の前日に、旧野菜供給安定基金業務方法書実施細則別表1の規定に基づき旧野菜供給安定基金理事長が定めた対象市場群に属する市場については、この業務方法書実施細則別表1の規定により定めたものとみなす。
- 別表2の冬春ピーマンのうち対象出荷期間が4月1日から6月15日までの業務区分に係る6月1日から同月15日までの間に適用される資金造成単価、保証基準額及び最低基準額については、当分の間、同表の夏秋ピーマンのうち対象出荷期間が5月16日から7月31日までの業務区分に係るものを、それぞれの対象市場群区分に応じて適用する。
- 別表2の冬レタスのうち対象出荷期間が10月16日から11月30日までの業務区分に係る10月16日から同月31日までの間に適用される資金造成単価、保証基準額及び最低基準額については、当分の間、同表の夏秋レタスのうち対象出荷期間が8月1日から10月31日までの業務区分に係るものを、それぞれの対象市場群区分に応じて適用する。

附 則（平成16年4月1日付け15農畜機第2698号）

- この実施細則の変更は、平成16年4月1日から施行する。
- この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文

(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る業務方法書第97条第1項及び業務方法書第130条第1項(業務方法書第154条及び業務方法書第160条において準用する場合を含む。)の規定による申込みの申込期限は、第15条第1項本文及び第50条第1項本文(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この実施細則の施行の日から15日後の日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項及び第53条第1項(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この実施細則の施行の日から1月を経過した日又はその指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)とする。

- 3 平成16年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成16年4月1日から平成16年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの(8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの)、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年4月1日付け16農畜機第5295号)

- 1 この実施細則の変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る業務方法書第97条第1項及び業務方法書第130条第1項(業務方法書第154条及び業務方法書第160条において準用する場合を含む。)の規定による申込みの申込期限は、第15条第1項本文及び第50条第1項本文(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず平成17年4月5日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項及び第53条第1項(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この実施細則の施行の日から1月を経過した日又はその指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)とする。
- 3 平成17年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成17年4月1日から平成17年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの(8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの)、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日付け17農畜機第4751号)

- 1 この実施細則の変更は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)に規定する申込期限が既

に経過している業務区分に係る業務方法書第97条第1項及び業務方法書第130条第1項（業務方法書第154条及び業務方法書第160条において準用する場合を含む。）の規定による申込みの申込期限は、第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず平成18年4月5日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項及び第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この実施細則の施行の日から1月を経過した日又はその指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とする。

- 3 平成18年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成18年4月1日から平成18年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの（8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの）、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日付け18農畜機第4608号）

- 1 この実施細則の変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表4及び別表6から別表8の規定にかかわらず平成19年4月5日とする。この場合において、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項及び第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成19年5月1日又はその指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とする。
- 3 平成19年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成19年4月1日から平成19年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの（8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの）、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 4 変更後の実施細則第37条第2項の規定は、交付予約の申込期限が平成19年8月31日以降である業務区分及び交付予約の申込期限が同日前である業務区分のうち平成20年4月1日（交付予約の申込期限が平成19年6月20日である業務区分にあつては、平成20年8月1日）以降に出荷を行うものについて適用する。

附 則（平成19年7月4日付け19農畜機第1038号）

- 1 この実施細則の変更は、平成19年7月4日から施行する。
- 2 第15条及び第50条（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規

定する交付予約の申込期限が平成19年8月30日以前である業務区分のうち平成20年3月31日までに出荷を行うもの（交付予約の申込期限が平成19年6月20日である業務区分にあつては、平成20年4月30日までに出荷を行うもの）については、変更前の規定を適用する。

- 3 第9条に規定する対象出荷期間が平成19年10月1日から開始する業務区分に係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、業務方法書第97条第5項の規定による通知を行った日から1月を経過した日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とする。

附 則（平成19年8月9日付け19農畜機第1899号）

この実施細則の変更は、平成19年8月9日から施行する。

附 則（平成20年4月1日付け19農畜機第4706号）

- 1 この実施細則の変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成20年4月1日から平成20年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの（平成19年8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの）、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6及び別表9から別表11の規定にかかわらず平成20年4月7日とする。この場合において、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項及び第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成20年5月1日又はその指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とする。

附 則（平成21年4月1日付け20農畜機第4820号）

- 1 この実施細則の変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成21年4月1日から平成21年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの（平成20年8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの）、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6及び別表9から別表11の規定にかかわらず平成21年4月6日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成21年5月1日又は当該

指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成21年5月1日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（平成22年4月1日付け21農畜機第5277号）

- 1 この実施細則の変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成22年4月1日から平成22年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの（平成21年8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの）、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6及び別表9から別表11の規定にかかわらず平成22年4月5日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成22年5月1日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成22年5月1日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第5238号）

- 1 この実施細則の変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年8月30日以前の日を交付予約申込期限とする業務区分に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付（登録認定農業者に交付されるものを除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6及び別表9から別表11の規定にかかわらず、平成23年4月7日とする。ただし、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害を受けた地域に所在する登録出荷団体等については、やむを得ないと認められる場合は、理事長が別に定める

日とする。

- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成23年5月2日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成23年5月2日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。ただし、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害を受けた地域に所在する登録出荷団体等については、やむを得ないと認められる場合は、理事長が別に定める日とする。

附 則（平成24年1月17日付け23農畜機第4064号）

この実施細則の変更は、平成24年1月17日から施行し、平成24年2月23日より適用する。

附 則（平成24年4月5日付け23農畜機第5179号）

- 1 この実施細則の変更は、平成24年4月5日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成24年4月1日から平成24年4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの（平成23年8月1日前の期間において貯蔵されなかったもの）、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず平成24年4月11日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月1日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成24年5月1日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（平成24年8月28日付け24農畜機第2276号）

この実施細則の変更は、平成24年8月28日から施行する。

附 則（平成25年 5月16日付け25農畜機第 622号）

- 1 この実施細則の変更は、平成25年 5月16日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。
- 2 平成25年 3月31日以前の日をその対象出荷期間に含む業務区分並びに対象出荷期間が平成25年 4月 1日から平成25年 4月30日までの冬春きゅうり、たまねぎ即売もの（平成24年 8月 1日前の期間において貯蔵されなかったもの）、冬春トマト及び冬春なすの業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 3 平成25年 4月 1日において第15条第 1項本文及び第50条第 1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表 1 から別表 6 まで及び別表 9 から別表11までの規定にかかわらず平成25年 5月20日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成25年 6月20日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第 1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成25年 6月20日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（平成25年 5月28日付け25農畜機第 841号）

- 1 この実施細則の変更は、平成25年 5月28日から施行する。
- 2 第15条第 1項本文に規定する申込期限が平成25年 8月30日以前である業務区分のうち平成26年 3月31日までに出荷を行うもの（申込期限が平成25年 6月20日である業務区分にあつては、平成26年 4月30日までに出荷を行うもの）の当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等の交付及び第50条第 1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申込期限が平成25年 6月19日以前である業務区分のうち平成26年 3月31日までに出荷を行うもの（申込期限が平成25年 6月20日である業務区分にあつては、平成26年 4月30日までに出荷を行うもの）の当該対象出荷期間に係る契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 4月 1日付け25農畜機第5194号）

- 1 この実施細則の変更は、平成26年 4月 1日から施行し、平成26年 3月16日から適用する。
- 2 第15条第 1項本文に規定する申込期限が平成25年 8月31日以前である業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第 1項本文及び第50条第 1項本文

(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず平成26年4月7日とする。

- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成26年5月7日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成26年5月7日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)とする。

附 則(平成26年4月9日付け26農畜機第114号)

- 1 この実施細則の変更は、平成25年4月9日から施行する。
- 2 第15条第1項本文に規定する申込期限が平成26年5月20日前である業務区分については従前の例による。

附 則(平成27年4月10日付け27農畜機第221号)

- 1 この実施細則の変更は、平成27年4月10日から施行し、平成27年3月16日から適用する。
- 2 第15条第1項本文に規定する申込期限が平成27年8月30日以前である業務区分についての当該対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず平成27年4月16日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月11日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項(第74条及び第83条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成27年5月11日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)とする。

附 則(平成28年4月1日付け28農畜機第5689号)

- 1 この実施細則の変更は、平成28年4月1日から施行し、平成28年3月16日から適用する。

- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず平成28年4月7日とする。
- 3 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月2日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成28年5月2日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（平成29年3月30日付け28農畜機第6724号）

- 1 この実施細則の変更は、平成29年4月1日から施行し、対象出荷期間が平成29年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。
- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず平成29年4月10日とする。
- 3 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成29年5月8日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成29年5月8日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（平成30年3月29日付け29農畜機第6764号）

- 1 この実施細則の変更は、平成30年4月1日から施行し、対象出荷期間が平成30年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。
- 2 第15条第1項本文に規定する申込期限が平成30年8月30日以前である業務区分及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が平成30年8月30日以前である業務区分については、別表1から別表6及び別表9から別表11における資金造成単価、保証基準額、最低基準額、資材高騰加算額、発動基準価額及び指標価額並びに第30条の2第2項の表1及び表2は、なお変更前の実施細則の規定を適用する。

ただし、別表1の「たまねぎ即売もの（8月1日前の期間において貯蔵され

なかったもの)」にあつては、次の表を適用する。

業 務 区 分			業務対象年間	交付予約の 申込期限	資金造成単価（基準） （kg当たり）				保証基準額 （基準） （kg当たり）	最低基準額 （基準） （kg当たり）	資材高騰 加算額 （基準） （kg当たり）
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間 （基準）			一般補給資金造成単価			特別補給資 金造成単価			
					第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分				
たまねぎ 即売もの（8月1日 前の期間において貯 蔵されなかったも の）	北海道ブロック、東北ブロッ ク、関東ブロック、北陸ブ ロック、東海ブロック、近畿 ブロック、中国ブロック、四 国ブロック、九州ブロック及 び沖縄ブロック	8月1日から 12月31日まで	平成30年8月1日から 平成32年12月31日まで	6月20日	22.72	20.19	17.67	2.52	75.50	50.26	

- 3 第15条の2、第15条の3、第23条第2項、第23条第3項、第29条の2、第50条の3、第50条の4、第56条第2項、第56条第3項及び第60条の2は、第15条第1項本文に規定する申込期限が平成30年8月31日以降である業務区分のうち対象出荷期間が平成31年1月1日以降から開始するもの及び第50条第1項本文に規定する申込期限が平成30年11月20日以降である業務区分から適用する。
- 4 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず平成30年4月10日とする。
- 5 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月8日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成30年5月8日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7734号）

- 1 この実施細則の変更は、平成31年4月1日から施行し、対象出荷期間が平成31年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。
- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず平成31年4月10日とする。
- 3 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成31年5月10日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成31年5月10日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）

とする。

- 4 経過措置として、第36条第1項に規定する一般補給交付金等の申請及び同条第2項に規定する特別補給交付金等の申請において、対象出荷期間がこの変更の年の12月31日以前に終了する業務区分については、旧様式（この変更の前の別記様式第13号及び別記様式第14号をいう。以下同じ。）により申請することは差し支えないものとし、旧様式で申請する場合は、業務方法書第111条第3項又は第8項の規定による通知を受けた月日を記載しないものとする。

附 則（令和元年9月27日付け元農畜機第3810号）
この実施細則の変更は、令和元年9月27日から施行する。

附 則（令和2年4月6日付け元農畜機第8020号）

- 1 この実施細則の変更は、令和2年4月6日から施行し、対象出荷期間が令和2年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。ただし、第45条、第70条、第79条、第85条及び別表1から別表6までの対象市場群の欄の変更は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず令和2年4月10日とする。
- 3 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、令和2年5月11日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和2年5月11日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。
- 4 令和2年6月20日において変更前の別表1から別表6までの対象市場群の欄に規定するところにより対象市場群に属するものとして機構が定めていた中央卸売市場又は地方卸売市場のうち、同年6月21日において卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下この附則において「法」という。）第4条第1項の認定を受けた中央卸売市場又は法第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場は、変更後の別表1から別表6までの対象市場群の欄に規定するところにより対象市場群に属するものとして機構が指定したものとみなす。
- 5 令和2年6月20日において変更前の別表1から別表6までの対象市場群の欄に規定するところにより対象市場群に属するものとして機構が定めていた中央卸売市場又は地方卸売市場のうち、同年6月21日において法第4条第1項又は法第13条第1項の認定を受けていないものは、同年7月31日までの間に限り、変更後の別表1から別表6までの対象市場群の欄に規定するところにより対象市場群に属するものとして機構が指定したものとみなす。
- 6 令和2年6月20日において変更前の別表1から別表6までの対象市場群の

欄に規定するところにより対象市場群に属するものとして機構が定めていた卸売市場以外の野菜の販売施設は、同年7月31日までの間に限り、変更後の別表1から別表6までの対象市場群の欄に規定するところにより対象市場群に属するものとして機構が指定したものとみなす。

- 7 第15条第1項本文に規定する申込期限が令和2年8月30日以前である業務区分に係る第34条及び第35条の3の規定による認定、第37条の規定による一般補給交付金等の一部交付、付録第1の負担軽減割合並びに付録第2の納付軽減割合の扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月24日付け2農畜機第4476号）

この実施細則の変更は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付け3農畜機第50号）

- 1 この実施細則の変更は、令和3年4月1日から施行し、対象出荷期間が令和3年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。ただし、第7条及び別記様式第1号から別記様式第7号、別記様式第11号から別記様式第16号及び別記様式第20号から別記様式第25号までの変更は施行日から、別記様式第8号から別記様式第10号及び別記様式第17号から別記様式第19号の変更は、第15条第1項及び第50条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が令和3年4月20日以降である業務区分から適用する。
- 2 第15条第1項に規定する申込期限が令和3年8月30日以前である業務区分及び第50条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が令和3年8月30日以前である業務区分については、別表1から別表6及び別表9から別表11における資金造成単価、保証基準額、最低基準額、資材高騰加算額、発動基準価額及び指標価額は、なお変更前の実施細則の規定を適用する。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず令和3年4月9日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、令和3年5月11日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和3年5月11日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（令和3年6月29日付け3農畜機第1747号）

- 1 この実施細則の変更は、令和3年7月1日から施行する。

- 2 この実施細則の変更前の規定により農林水産省生産局長がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、変更後の相当規定により農林水産省農産局長がした処分等とみなし、変更前の規定により農林水産省生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、変更後の相当規定により農林水産省産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和4年4月1日付け4農畜機第6号）

- 1 この実施細則の変更は、令和4年4月1日から施行し、対象出荷期間が令和4年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。
- 2 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず令和4年4月8日とする。
- 3 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、令和4年5月11日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和4年5月11日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。

附 則（令和5年4月1日付け5農畜機第175号）

- 1 この実施細則の変更は、令和5年4月1日から施行し、対象出荷期間が令和5年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。
- 2 第74条で準用する第50条第1項に規定する申込期限が令和5年8月30日以前である業務区分については、別表10における資金造成単価及び発動基準価額は、なお変更前の実施細則の規定を適用する。
- 3 この実施細則の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず令和5年4月10日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、令和5年5月11日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和5年5月11日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等

以外の日) とする。

附 則 (令和 5 年 12 月 4 日付け 5 農畜機第 5624 号)

- 1 この実施細則の変更は、令和 5 年 12 月 4 日から施行する。
- 2 対象出荷期間が令和 6 年 1 月 1 日又は令和 6 年 2 月 1 日から始まる別表 1 から別表 6 までの対象野菜に係る業務区分についての交付予約数量の減少又は交付予約の解約に係る申込期限については、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の規定にかかわらず、令和 6 年 1 月 20 日までとする。
- 3 対象出荷期間が令和 6 年 1 月 1 日から始まる別表 9 の対象野菜に係る業務区分についての交付予約数量の減少又は交付予約の解約に係る申込期限については、第 50 条の 3 及び第 50 条の 4 の規定にかかわらず、令和 6 年 1 月 20 日までとする。
- 4 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則第 15 条の 2、第 15 条の 3、第 50 条の 3 及び第 50 条の 4 に関する特例について (令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農畜機第 4975 号) は廃止する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日付け 6 農畜機第 193 号)

- 1 この実施細則の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、対象出荷期間が令和 6 年 3 月 16 日以降開始される対象野菜から適用する。
- 2 次の各号に掲げる者については、この実施細則の変更前の当該各号に規定する規定は、なおその効力を有する。
 - (1) 第 15 条第 1 項及び第 50 条第 1 項 (第 74 条及び第 83 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) に規定する交付予約の申込期限が令和 6 年 8 月 30 日以前の業務区分に交付予約の申込みを行う登録生産者 別記様式第 8 号、別記様式第 17-1-1 号及び別記様式第 17-1-2 号
 - (2) 第 15 条第 1 項及び第 50 条第 1 項に規定する交付予約の申込期限が令和 6 年 8 月 30 日以前の業務区分に交付予約の申込みを行う登録出荷団体等 別表 1 から別表 6 まで及び別表 9 から別表 11 までにおける資金造成単価、保証基準額、最低基準額、資材高騰加算額、発動基準価額及び指標価額
- 3 令和 6 年度にあっては、この実施細則の変更後の別記様式第 8 号、別記様式第 17-1-1 号及び別記様式第 17-1-2 号の規定にかかわらず、これら別記様式に規定する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの機構への提出は、一の登録生産者が交付予約の申込みを行う対象野菜に係る業務区分のうち 2 月 20 日から 12 月 20 日までを申込期限とするもの全体について一括して行うものとする。
- 4 この実施細則の変更の施行の日において第 15 条第 1 項本文及び第 50 条第 1 項本文 (第 74 条及び第 83 条において準用する場合を含む。) に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表 1 から別表 6 まで及び別表 9 から別表 11 までの規定にかかわらず令和 6 年 4 月 10 日とする。
- 5 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 5 月 10 日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の 10 日前の日のいずれか遅い日 (その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日) とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第 53 条第 1 項 (第

74 条及び第 83 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、令和 6 年 5 月 10 日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)とする。

附 則 (令和 6 年 9 月 2 日付け 6 農畜機第 3718 号)

この実施細則の変更は、令和 6 年 9 月 2 日から施行し、対象出荷期間が令和 6 年 3 月 16 日以降開始される対象野菜から適用する。

附 則 (令和 6 年 10 月 1 日付け 6 農畜機第 4321 号)

- 1 この実施細則の変更は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 8 号の記の 14 の変更、別記様式第 17-1-1 号の記の 13 の追加及び別記様式第 17-1-2 号の記の 10 の変更は令和 7 年度事業から適用する。
- 2 この実施細則の変更前の規定により申込みが行われた業務区分についての当該申込みに係る対象出荷期間に係る指定野菜生産者補給交付金等及び契約指定野菜生産者補給交付金等の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日付け 7 農畜機第 5 号)

- 1 この実施細則の変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、対象出荷期間が令和 7 年 3 月 16 日以降開始される対象野菜から適用する。ただし、別表 1 並びに別表 4 の夏秋キャベツ (令和 8 事業年度以降) 及び別表 3、別表 6 から別表 11 の春ブロッコリー、夏秋ブロッコリー並びに冬ブロッコリーについては、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 別表 1 及び別表 4 の夏秋キャベツ (令和 7 事業年度限り) については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで適用する。
- 3 この実施細則の変更の施行の日において第 15 条第 1 項本文及び第 50 条第 1 項本文 (第 74 条及び第 83 条において準用する場合を含む。) に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表 1 から別表 6 まで及び別表 9 から別表 11 までの規定にかかわらず令和 7 年 4 月 10 日とする。
- 4 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 5 月 10 日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の 10 日前の日のいずれか遅い日 (その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日) とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第 53 条第 1 項 (第 74 条及び第 83 条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、令和 7 年 5 月 10 日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日 (その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日) とする。
- 5 この実施細則の変更前の実施細則に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 4 月 7 日付け 8 農畜機第 188 号）

- 1 この実施細則の変更は、令和 8 年 4 月 7 日から施行し、対象出荷期間が令和 8 年 3 月 16 日以降開始される対象野菜から適用する。
- 2 この実施細則の変更の施行の日において第 15 条第 1 項本文及び第 50 条第 1 項本文（第 74 条及び第 83 条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表 1 から別表 6 まで及び別表 9 から別表 11 までの規定にかかわらず令和 8 年 4 月 20 日とする。
- 3 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 5 月 21 日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の 10 日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第 53 条第 1 項（第 74 条及び第 83 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和 8 年 5 月 21 日又は当該契約指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。
- 4 この実施細則の変更前の実施細則に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 5 令和 8 年度にあつては、この実施細則の変更後の別記様式第 8 号、別記様式第 17-1-1 号及び別記様式第 17-1-2 号の規定にかかわらず、これら別記様式に規定する環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシートの機構への提出は、令和 8 年 5 月 20 日までに行うものは、変更前の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートにより提出してもよいものとする。
- 6 この実施細則の別記様式第 8 号の記の 12 及び別記様式 17-1-1 号の記の 10 の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係については、なお従前の例による。